

令和3年7月9日

保護者 様

鳥取県立米子南高等学校長

気象警報発令等に伴う荒天時の対応について

保護者の皆様には、日頃から本校の教育活動に御支援と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、これまでには予想されなかったような気象災害も多数発生しております。また、避難情報（別紙）も改定されました。このため、生徒の安全を第一に考え、臨時休業の取り扱い等について、下記のとおり基準を作成しました。

については、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業について

- (1) 大雨特別警報等の特別警報または氾濫発生情報が、午前6時の時点で米子市明道地区に発令されている場合は臨時休業とします。
- (2) 米子市のホームページで避難情報等の警戒レベル3～5のいずれかが、午前6時の時点で米子市明道地区に発令されている場合は臨時休業とします。
- (3) 上記(1)(2)以外でも、気象条件、JRの運行状況などを総合的に判断して臨時休業等とする場合もあります。

※上記(1)(2)の場合も含めて、学校が判断し決定した内容は学校ホームページ、マチコミメール、Google Classroomで連絡します。

2 その他

- (1) 居住地に「大雨特別警報等の特別警報または氾濫発生情報」または「避難情報等の警戒レベル3～5のいずれか」が発令されている場合、学校に連絡の上、自宅で待機してください。
- (2) 気象警報等の発令の有無にかかわらず、利用する公共交通機関が止まっている場合は、学校に連絡の上、自宅で待機してください。午前9時以降も利用する公共交通機関が止まっている場合は、その日は自宅で待機してください。